

原風景の残る島 theya Island

広
報

いへや

4

2021

No.347



伊平屋村

新緑萌える、島の春。



施政方針

I はじめに

令和3年第2回伊平屋村議会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げます。

令和3年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、村政運営に当たっての所信の一端を申し上げます。議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東北大震災から明日(3月11日)で10年が経過しようとしています。復興はまだまだ進んでおりません。早期の復興を望みたいものです。沖縄県21世紀ビジョンや一括交付金等も今年で最終年度となります。県はこれに変わる方向性等協議する状況づくりに着手してほしいと思います。また北部病院、北部医師会病院の統合によって北部医療センターが2026年に開院することとなっていますが、まだまだ調整すべき課題が山積しています。一日も早い北部広域の医療体制が整い安心・安全な医療サービスが受けられることを切望します。

私が村長に就任してから11年が経過しました。この間、自然を愛し「自立」「共生」「多様性」の理念の下掲げた公約について実践して参りました。しかし人づくりについては道半ばといわざるを得ません。

「新時代の到来」「誇りある豊かさ」「伊平屋らしい社会の構築」等引き続き施策を展開して参ります。

昨年2月に県内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年が経過しました。また、本村でも昨年12月には30名余の村民が感染し、北部病院附属伊平屋診療所での逼迫した中でのスタッフの頑張りや村民の協力による早い対応で発症者全員が軽傷で帰還できたものと確信しています。

引き続き、水際対策を含め感染症拡大防止と村民生活の安定並びに経済の回復に向け、職員一丸となって取り組んで参ります。

感染症拡大防止に向けては住民課を中心に医療体制、検査態勢の拡充に取り組むとともに医療機関とも連携し取り組みます。

また新型コロナウイルス感染症対策のキーワードというワクチン予防接種の実施体制も沖縄県や北部広域市町村圏事務組合、北部病院、医師会病院、保健所とも連携し摂取体制を整えて参ります。



社会福祉施設とらず園、保育所、幼稚園、教育施設の感染防止対策にも取り組んで参ります。

また、一括交付金やコロナ対策補助金等を活用し「安心・安全な伊平屋島」の構築と「村民の生活・雇用・事業の維持」を軸に経済対策を展開して参ります。

II 施策の概要

次に、令和3年度における施策の概要について、村民の求める将来像に沿って、基本姿勢と主な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「住民主導」住民主導の村行政“について申し上げます。

我国は、グローバル化の進展、少子高齢化社会の到来、国家財政の危機的状况など、社会経済に大きな変革を迫られています。このような中、地方自治体が分権の担い手として改革の道を自ら切り開いていくこと、つまり地方が自ら知恵と力で地域を運営するという、自立性の高い地域づくりが求められています。それには村民ニーズを的確に把握し、地域の振興にとって何が最も必要かを判断しながら政策を展開することが必要であります。村民の意思が行政計画、または行政意思決定プロセスの中に反映されるよう村民自ら行動する、住民主導型の意思決定システム構築に取り組んで行きます。

1 村民の主体的な村づくりの仕組みの整備

村民が求める将来像を実現するため、村民の求める「心豊かな望ましい環境づくり」と「自らの心を豊かにする人づくり」を推進するため、村づくりへの住民参画の促進とその取り組みについて、人的・財政的支援を継続していきます。住民主導の村づくりを実現するための人材育成については、住民が島の将来をデザインし、幸せを実感できる島づくりを住民自らが実現出来るよう、引き続きコミュニティリーダーの育成と住民のボランティア活動等の支援体制を強化し、持続可能なコミュニティシステムを検討していきます。

行政職員の資質向上については、

「伊平屋村人材育成基本方針」及び「伊平屋村職員研修計画」に基づき、職員の意識向上と高い行政能力を有する職員形成を図るための各種研修を実施致します。その一環として、今年度は北部広域市町村圏事務組合へ職員派遣を行います。

また、人事評価制度の運用による職員の適正管理の実施と、その目的に沿った各職員の意識改革、業務能力向上を図ります。役場の職務環境については、大型事業の増加や新たな事業の実施等により総じて多忙な状況がつついている中、昨年度からの新型コロナウイルス感染症対策への対応等も加わり、職員の身体的、精神的な負担が増大しております。よって、職員定数の適正化に取り組み、ワーク・ライフ・バランス等の適正化、働き方改革に引き続き取り組んで行きます。

第2は、「産業」活力みなぎる6次産業が息づく島“について申し上げます。

1 島のたからを活かし、地域が主体となった観光・交流産業の振興

令和2年の入域観光者数は、13,986人となり、昨年の25,411人から大幅に減少しました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、離島航路の往来自粛や、観光客の総合窓口となる「一般社団法人 伊平屋島観光協会」の民泊事業、教育旅行等の受入を自粛要請したこと、村内各種イベントの中止等により、島外からの来島者が制限されたことによりです。

一方、村内の飲食業・小売業、宿泊業においては、休業や営業自粛を余儀なくされ、新型コロナウイルスの感染拡大を未然に防ぐための予防強化に努めました。ガイドラインの周知徹底を図り、伊平屋村商工会と情報を共有しながら営業体制の改善指導を行いました。

観光客受入体制の充実や、観光客のニーズに対応した公衆無線LAN (Free Wi-Fi) のアクセスポイント整備、北海道奥尻町との「ムーンライトマラソン」の連携開催及び島外でのイベント開催などにより、県内外における本村の知名度・認知度向上は徐々に効果として現れております。

令和3年度も、観光・交流産業は中核産業であるとの認識を一つにし、観光協会及び商工会主導による地域産業の連携促進と、情報社会における観光のグローバル化を意識し

ながら、様々な観光関連施策展開について取り組んでいきます。

地域の産業を振興するには、地域資源や特性を活かし、その優位性が発揮できる産業分野に重点をおいた戦略的な振興策を講じる必要があります。そこで、地元産品の販路拡大を図るため、島内事業者を対象にセミナーや研修等を行い、島外での催事出展を支援・実践の場の提供を行います。付加価値を高めるためには、他には無い島の独自性と突出性をうまくPRし、客観的に見せる場が重要です。平成29年度より那覇市タイムスビルに於いて開催している「伊平屋 観光・物産と芸能フェア」もその取り組みの一環であり、「売れる商品づくり」を目的に今年度も他産業との連携強化を引き続き取り組んで参ります。観光・交流産業を中心に、関連産業の積極的な育成と新事業の創出を図り、村内経済波及効果の高い、リーディング産業としての発展を目指します。

また、本村には戦後、日本領土とアメリカ領土の境界線となった北緯27度線が日本国内では唯一陸地を通り、日本と切り離された歴史を県内外に広く再認識させると同時に戦争の記憶を風化させずに学習教材として後生に継承させ、二度と戦争を繰り返さぬよう世界平和の象徴として祖国復帰50周年へ向けて整備を図っていきます。

(1) 農林水産業を活用した体験型交流の促進

観光・交流産業の振興で交流人口を増大し、観光関連分野でのニュー

ビジネスの創出や農林水産業、製造業等職場産業との連携を強化するなど経済波及効果を高めることでUターン等による定住人口の増大を図ります。

民泊事業をはじめ、観光施設を活用した体験型観光交流等、本村ならではの「観光と農林水産業との連携」を推進し、教育旅行など観光・交流産業の振興に取り組んでいきます。

さらに、コーディネート、インストラクター等の観光・交流事業に携わる人材の育成や多彩な観光交流プログラムの開発、関連企業の育成支援、観光交流情報の受発信等の支援を引き続き行います。

(2) 伊是名村及び今帰仁村との連携による観光・交流産業の振興

本村のみの観光誘客には限界がありますが、歴史や文化等において共通点がある伊是名村と協力し、両村の「歴史・文化」をテーマにした旅行商品開発等を連携して推進して参ります。また、本村・伊是名村・今帰仁村による三村連携事業(いいなまつり)も積極的に推進してまいります。

伊平屋、伊是名間をつなぐ架橋建設については、伊平屋・伊是名経済圏としての効果は多大なものがあります。両村発展のため、早期に実現できるように歩調を合わせ、一体的に取り組んでまいります。

2 ぐらしの立つ農林水産業の振興

本村の農林水産業は、地域経営資源を活用した基幹産業ですが、近年、産業全体に占める割合が大きく低下

しており、かつ専業農家・漁家にあってもきわめてぐらしの立ちにくい状況にあります。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足等深刻な問題を抱えており、地域農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、就農促進対策を積極的に推進するとともに青年の新規就農者及び経営継承者を増加させる必要があります。

新規就農や経営継承をするにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっている。次世代を担う農業者になることを志向する者に對し、引き続き新規就農者の確保を図ります。また、農業次世代人材投資事業等の活用により青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を図り青年就農者の増大を図ります。

今後の農業、漁業は、産業基盤の整備や環境保全をはじめ、生産性の向上等、経営感覚に優れた生産者・団体の育成を進め、消費者のニーズに対応した安全・安心で良質な農畜産物の生産及び安定供給ができる体制作り、ブランド化を推進し、観光産業と連動したぐらしの立つ農林



水産業の振興に取組みます。

基幹作物であるさとうきび、米については、村、JAおきなわと協議をしながら、農家負担の軽減、生産の向上、経営の安定を図ってまいります。また、建設中であった新製糖工場が竣工し令和2年・令和3年の収穫から操業開始しております。近代的な含みつ糖製糖施設の整備により製造コストの低減、製品の品質向上が図られ、また衛生管理基準を整えることにより、消費者へより安心安全な製品を提供できる生産体制が確立されております。

農業基盤整備については、生産性の向上や農業経営コストの軽減を図るため石礫の除去、農業用水の安定的供給等に取組んでいきます。令和3年度は、田名東部地区(石礫除去0・2ヘクタール沈砂池3基)を整備します。また、農業水路等長寿命命化防災減災事業(上之川地区)で貯水池及び附帯施設を整備します。

水産業については、その基盤となる漁港を第三次漁港整備計画に基づいて、伊平屋漁港及び田名漁港を随時整備してまいります。令和3年度は、田名漁港(管理道路、用地舗装、もぐく種付け用水槽)伊平屋漁港(浮桟橋、防暑施設)等を整備します。

第3に、ぐらしの立つ農林水産業の振興を、夢を求める人材を育む島について申し上げます。

本村の教育は、離島であるが故の様々なハンディを克服し、新しい島づくりに取り組める人材の育成を優先課題として、生涯学習、人材育成

システム構築等に取り組んでまいりました。これまでの成果を検証しながら、グローバルな社会環境の変化に対応できる人材の育成を念頭に、より充実した教育活動・人材育成システムを推進していくことが必要となります。そのためには、学校・家庭・地域・社会・行政との連携による教育力の向上を強化していくとともに、新しい発想による教育環境の整備、交流による人づくり、地域ぐるみの教育環境の整備に努めます。

具体的には、「教育方針」(別冊)でご説明申し上げます。

第4に、ぐらしの立つ農林水産業の振興を、夢を求める島について申し上げます。

「島に住む幸せ」を実現するに当たり、「保健・医療・福祉サービス」の確保は極めて大きな課題です。今後も「保健・医療・福祉」のさらなる向上」に努めてまいります。

また、本村においてはこれまで地域コミュニティが生活に関わる相互扶助や伝統文化等の維持などにおいて大きな役割を担ってきました。しかし、人口減少・高齢化が進み、地域コミュニティの維持は極めて厳しい状況にあります。よって、地域活動の活性化と持続可能な地域コミュニティ活動のあり方を地域住民、村民と共に考えてまいります。

次世代を担う若者世代が、安心して子どもを産み・育てられる環境の整備・充実を図り、人口の社会的流出に歯止めをかける施策に取り組んでまいります。

1 安心して子どもを産み育てる環境づくり

安心して子育てができる環境を整備します。特に妊娠出産については、島外に通院・滞在するなど、離島ゆえのハンディがあることから妊産婦健診時の通院に係る経費の助成及び出産に伴う滞在費の一部助成を引き続き行います。又、世界中を震撼させているコロナ禍の中、保育所運営に対しては細心の注意を払い運営しております。感染症対策の一環として空調設備の整備や保育所スタッフに准看護師の資格者を有した保育現場でのコロナ対策。更には妊産婦の産前産後の相談のため、保健相談所の内装をリニューアルし、乳幼児を持つ親御さんが安心して相談できる環境を整備しております。令和2年度は10名もの島の宝が誕生しており、これまでの施策、地道な努力が少なからず結実したと思っております。今後も妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の構築を図ります。



2 安心して暮らし続けられる村づくり

村民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくと共に、村民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に努めます。

(1) 元気で生き活きた高齢者福祉の向上

本村の屋台骨をこれまで築き上げてきた高齢者が、これからも元気で生き甲斐をもって暮らせるよう、高齢者保健福祉計画を軸とした介護予防サービスの充実、若い世代や子ども達との世代間交流や、自助・互助・共助・公助の力で高齢者を支える地域づくりを実践し、安心して住み慣れた生まれ島・地域で老後の生活が送れるように支援します。

生活支援ハウス「とらず園」については、伊平屋村社会福祉協議会との連携のもと、本年度施設内空調整備を実施することとなっております。介護福祉サービスの充実や高齢者の生きがい活動や見守り体制の強化・利用者の利便性の向上を図り安全・安心の環境を提供します。また、よりよいサービスを提供できるよう、とらず園の経営改革にも継続して取り組んでいきます。

(2) 障がいのある方々が暮らしやすい社会環境づくり

住み慣れた地域で生活したいという障がいのある方々の願いを実現するためには、地域の中に、生活上の様々な困りごとから発生する多種多

様なニーズを必要な支援につなぐ、きめ細かな支援体制が無ければなりません。障がいのある方が安心して地域で生活できる共生社会を目指し、その権利擁護と障がいのある方の暮らしやすい地域づくりを推進します。

障がい者福祉計画に基づき、「ともに支え合い、働け喜び・生きる喜びにあふれる村」の実現を目指し、継続して取り組んできたことが少しずつ実を結びつつあると思っております。今後も障がい者の社会参加、自立に向けた支援を継続してまいります。

3 医療体制の充実

全国的に医師不足が問題になる中、村内の沖縄県立北部病院付属伊平屋診療所と村立歯科診療所では、幸いにも医師が確保されているところです。

又、世界的に猛威を振るっております「新型コロナウイルス」は令和2年2月14日には沖縄県に、令和2年12月12日には本村にも一例目の陽性者が発現し、昨年度は村民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしたことは記憶に新しいところです。伊平屋村におきましても村内外の医療従事者と保健所、地域・関係団体が連携を緊密化し、感染予防対策を更に強化すると同時に、ワクチン接種体制の整備・実施に最大限注力し、見えない人類共通の敵「新型コロナウイルス感染症」と正面から向き合い、挑む所存です。村民の皆様との協力を引き続きお願い申し上げます。歯科診療所については、これまで

老朽化した施設の整備改修を行ってきました。今年度以降は歯科医師の定住による歯科保健医療のさらなる充実を図るとともに、歯科診療所の自主運営を実施しながら、琉大歯科口腔外科の指導の下、歯科医師の安定確保に努めてまいります。村民の歯科疾患の予防・治療の推進に努めます。

(1) 地域を挙げた健康づくり

「健康であること」は幸せな人生の条件です。乳幼児から高齢者までの全ての村民が健やかに生活するための施策を推進するとともに、村民一人ひとりが自ら、健康な生活を維持できるよう支援してまいります。

その実現のために必要な施策・環境作りの一環といたしまして、教育委員会と連携し、伊平屋小学校旧図書室に健康づくりの場としてフィットネス器具等を設置し、村民の皆様提供出来るよう準備も整い、本年度より本格運営を行います。



4 海上・陸上交通等の利便性向上と空路の早期開設

離島村の振興を考える上で、大きな課題の一つには交通アクセスがあります。

海上交通については、現在のフェリーI-II-IIIの就航により、就航率、

旅客数、航送車輛数・貨物量、共に順調に成果が現れてきました。それを受け入れるため港湾整備が必要であり沖縄県の港湾整備事業前泊港の高上げと並行しポートターミナルビルの機能強化整備及び屋根付き荷物施設の整備を行い利便性の高い観光地施設を進めていきます。

旅客では、イベント等ははじめ、ゴールデンウィークや夏場、県内外からの観光客が増加傾向にあります。民泊事業も、予約校、生徒数共に倍増してきました。また、自動車航送、貨物運送についても、大型公共工事に伴う利用が増加傾向にあります。今後もよりよいサービスの向上に努め、健全な企業運営を目指してまいります。

陸上交通については、高齢者や交通弱者、日常の利用者の移動手段として活躍しているところです。最近では観光客(島外利用者)も微増ではあります。増加傾向にあり、今後も交通弱者や観光客が利用しやすいよう、バス停等を設置し、利用環境の整備を図ってまいります。

道路整備については、重要路線はほぼ完了していますが老朽化した道路・橋梁の再整備や改修を推進してまいります。

伊平屋空港の整備については、就航に向けた航空会社との意見交換会を実施し沖縄県には引き続き伊平屋空港の整備についての早期認可申請を要請しているところです。沖縄県、北部市町村会、北部振興会などの支援を得ながら、伊平屋、伊是名両村一丸となって、早期開港に向け引き続き取り組んでまいります。

第5に、**「環境」**豊かな自然を守り育てる島^①について申し上げます。

私たちは、本村に残る手付かずの自然環境とすばらしい景観を「島の宝」として守り育み、次の世代に残していかなければなりません。

そのためには、「島の宝」である自然・景観の保全保育を村民全体で考えていくとともに、環境を守る意識の啓発や、環境にやさしい生活の推進（ゴミの分別等）美しい景観づくりなどを積極的に取り組んでいきます。

1 自然環境の保全と活用

本村の最大の宝は「島の自然」です。豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・海浜環境の保全、自然環境の適正利用、さらには、本村らしい自然環境の再生を推進します。

自然環境の保全については、本土復帰後急速に進んだ各種基盤整備事業により本村の自然環境にかなりの負荷を与えてきました。環境協力税や美ら島応援寄付金（ふるさと納税）等を活用した環境美化活動等とおして、広く村民や来島者に環境保全意識の普及を推進します。

自然環境の活用については、自然と人間社会の共存した関係（里山、里海の時代）を築くため、環境収容能力の考えのもと、自然環境を適正に利用することが望ましいことから、自然環境保全型自然体験活動（工

コツーリズム）、農山漁村体験・滞在型ツーリズム等を推進します。

農林水産業の自然循環機能の維持増進と離島の持つ豊かで美しい自然環境の保全を図り、環境と調和した農林水産業を促進します。

2 美しい景観の整備

本村を、地域住民が生き生きと誇りを持って暮らせる豊かで住みよい地域とし、また訪れる方にも開かれた地域とするためには、景観や自然環境にも配慮しつつ、地域住民や団体などによる集落機能の活性化を図り、美しい村づくりを行う必要があります。手付かずの美しい自然環境や田園景観、昔ながらの伝統的な家並み等、伊平屋らしい景観・風景・風土を次世代に守り継ぐとともに、花と緑にあふれる潤いのある地域形成を、継続的に取り組んでいきます。

平成28年3月1日に「伊平屋島の念頭平松」として国指定天然記念物に指定された念頭平松は、村民にとって古くから憩いの場として親しまれており、今後は村民だけではなく島の観光地として、今後さらに多くの観光客の利用が予想されます。伊平屋らしい原風景と調和した観光地のイメージを向上するために、沖



縄振興特別推進交付金事業を活用し、平成28年度から令和2年度まで改修整備を進めてまいりました。本年度は事業最終年度となっております。

景観や快適性、利便性に配慮し整備を継続して進め島のシンボルとして村内外に広くPRしてまいります。

また、本村北側は国指定文化財一件、県指定文化財二件、村文化財一件及び絶景の観光ビューポイントが点在しているが道路が老朽化している事や一部伊平屋らしい海岸の景観が損なわれている箇所があり、整備を推進してまいります。観光地としてのガイダンスサインが必要な箇所の整備、又景観にマッチした利便性の高い施設の環境整備を推進してまいります。

本村随一の観光資源である米崎海岸が過去の護岸整備等により周辺海浜からの砂の流出が助長され自然景観の消失が懸念されています。流出対策として、海浜後退の助長防止を行い養浜を重点に整備を進めてまいります。

3 持続可能な循環型社会の構築

伊平屋村特有の自然環境の大切さを地域住民で共有するために昨年度は家電リサイクル品目や廃タイヤの搬出負担の軽減を支援してきており、少しずつではありますが、村民理解が深まっていると感じるところであります。伊平屋村の素晴らしい環境を次世代に引き継ぐために、自然環境保全と社会経済活動とのバランスがとれた社会構築に努めてまいります。

農業集落排水事業については、老

朽化した施設の整備と適正な施設管理に努め、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、沖縄県企業局が水道広域化へ向け令和元年度から工事が着手され新浄水場の建築・機械電気設備・調整池等土木工事を実施している状況であり、令和4年度内の供用開始に向け着実に整備を進めています。

浄水施設の整備に合わせ、老朽化している配水管の更新工事を村発注で令和7年度までの期間、順次進めてまいります。

今後も引き続き、沖縄県が行う広域化の取り組みに協力し、基本計画（水道ビジョン）を基に、維持管理等のコスト軽減を図るとともに、より一層の経営改善に取り組み、安心・安全な水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理については、入域人口の増加に伴い排出される廃棄物が増えていることから、ゴミの分別・減量化を徹底しリサイクルを推進してまいります。その対策の第一弾として、「生ゴミの堆肥化」を本年度より本格実施いたします。村内の村営住宅・教員住宅世帯を対象に、住民課より配布されたバケツを活用し生ゴミを収集、堆肥化し、地域還元する取組に対してご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、令和3年度の主な事業として、「農水産業従事者用定住促進住宅整備事業」「伊平屋村製糖宿舍施設整備事業」「教員宿舍建設事業」「沖縄観光防災強化事業」を予定しております。

III おわりに

令和3年度の村政運営の基本的な考え方と所信の一端を申し述べてまいりましたが、厳しい財政のもと、「入（い）るを量りて 出（い）ずるを制す」の財政規律を基本に、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう限られた予算を最大限に活用し、第四次伊平屋村総合計画の村づくり基本目標の実現を目指して、全力を傾注していく所存でございます。

ここに、議員各位並びに村民の皆様のご指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度施政方針と致します。

2021（令和3）年3月10日

伊平屋村長 伊礼幸雄



令和3年度 伊平屋村教育 主要施策の要点

はじめに

伊平屋村は、沖縄県の最北端に位置し、素朴で自然豊かな島である。歴史的には、古生代にさかのぼる島の生い立ちや、万葉の世界に通ずる天照大御神伝説「クマヤ洞窟由来」がある。また、祖先崇拜や万の神様「ウタキ」崇拜等の祭祀を司る祝女の存在は、県内多数の島の島として知られる由縁である。

村民は、豊かな自然環境の中で、のんびりとした生活空間を創造しながら、強い絆と温かい人情を育んで生きている。この様な人々の生活と連動した郷土の伝統文化「ウンジャミ・ウシデーク・豊年祭」等は、文化的価値が高く、本村の誇りである。

ところで、豊かさや便利さを求める時代の波に押し流され、年々人口減少の一途をたどっている現状は、島で生きている村民一人一人が自信と誇りを持って生活しているとは言い難い。また、児童・生徒は、高校進学と同時に島を離れていく宿命を背負わされている。

昨今、地球温暖化の影響は激し

く、わが国をはじめ世界中の人々に自然界は容赦なく、未曾有の悲しみを与え続けている。自然を侮り、人間の知恵で万物克服可能と言う過信は、自然界に通用しない現実を受け止めなければならぬ時代である。

このことから、人間は、利便性や物欲追求におぼれること無く、自然と向き合い、適度の不自由さを守り、自然と人間との共存、人と人との繋がりと等、つまり「心」の時代を、強く考える時宜となったのである。

さて、人間として、社会人として力強く生きるための学校教育は、確かな知力「学力」を身につけ、利他の精神を持ち、急激な社会の変化に対応できる創造性・国際性豊かな人材を育てることである。

また、島で生まれ育った誇りを胸に、郷土の文化継承・発展への一翼としての自覚と責任を身につけさせる必要がある。このことが、島発ち教育の礎である。県内はもとより広く国際社会に雄飛し、併せて、島の未来を創造できる教育を強力に推進しなければならぬ。

さらに、高齢社会の伸展に伴い、生涯学び続ける生き方ができるような環境整備をし、老いも若きも支え合う活力に満ちた地域活動を推進し、「安心・安全・平和」な村民主体の生涯学習社会の形成を目指すなければならない。

この様な視点に立ち、村教育委員会は、憲法・教育基本法に則り、新しい学習指導要領及び、本県教育主要施策、伊平屋村学校教育要覧、伊平屋村総合計画基本構想に基づき、令和3年度の本村教育施策を定める。

令和3年3月10日

伊平屋村教育委員会

【基本方針】

伊平屋村は、村民及び幼児児童生徒の個性を尊重し、国・県及び郷土の自然と歴史・文化に誇りを持ち、創造性・国際性豊かな人材の育成と、高齢社会における生涯学習の振興を期して、次の教育施策を推進する

【教育目標】

○基礎的・基本的事項を身につけ、自ら学び、心豊かたたくましく、個性溢れ、創造性豊かな幼児児童生徒を育成する

○平和で活力に満ちた社会の形成者として、郷土を愛し、郷土文化の継承発展に寄与し、創造性・国

際性豊かで、情報社会に適應できる心身共に健全で、人間性豊かな村民を育成する

○村民の連帯感を育み、学校・家庭・地域社会・行政の相互連携のもと、社会の変化に対応し得る教育の方法を追求し、やすらぎのある生涯学習社会を形成する

令和3年度 伊平屋村教育主要施策の要点

本村における教育は、国及び県の教育施策を参考にしながら、村独自の教育課題を明確にして、各施策の具体的取組を展開する。

1 学校教育の充実

幼児児童生徒一人一人が自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かにたくましく生きる力を身につける教育活動を展開する。特に、知力を高めるための教員の研修支援、保護者との連携強化、地域人材活用等によるキャリア教育の充実を図る。さらに、学校環境の整備の充実と郷土文化の継承・発展及びスポーツ文化の充実を図る。

【取組内容】

(1) 確かな学力の確立

○分かる授業の充実 ○教職員研修(ライフスキル教育)の充実 ○読書習慣の充実 ○授業と連動

した宿題の日常化 ○学習規律の徹底 ○生活リズムの徹底 ○伝統文化学習の日の充実 ○地域資源活用充実 ○てるしの塾・東大塾の推進 ○島発ち教育推進事業の取組 ○小学校英語教育の充実強化 ○道徳教育の充実強化

(2) 心の教育の充実

○あいさつの徹底 ○話す・聞く態度の育成 ○片付け掃除習慣 ○時間のけじめ習慣 ○みなり服装の徹底 ○危機管理能力の徹底

(3) 逞しい体を育む教育の充実

○運動部活動の強化 ○健康教育の日常化 ○安全意識の日常化 ○徒歩通学、自転車通学の奨励 ○衛生管理・教育の日常化 ○栄養バランス教育の日常化

(4) 食育の推進

○偏食追放運動 ○栄養教育の充実 ○規則正しい生活習慣の徹底 ○嗜好品摂取についての周知

(5) 特別支援教育の充実

○校内委員会活性化の支援 ○コーディネーターの資質向上(研修) ○個性支援 ○相互理解 ○発達支援 ○カリキュラム支援 ○講演会の充実

(6) 幼児教育の充実

○しつけの徹底 ○生活リズムの徹底 ○個性の伸張 ○自立支援 ○保幼小中連携の推進

(7) 個性を大切に教育の推進

○体験・経験・観察学習支援 ○環境整備支援 ○文化活動支援

○特色ある教育課程編成支援 ○キャリア教育の充実

(8) 魅力ある学校づくりの推進

○開かれた学校づくり支援とHPの充実 ○地域人材活用支援 ○地域連携支援 ○学校評価の充実 ○安心・安全・平和な教育環境整備支援

2 社会教育の充実

村民一人一人が社会の形成者としての自覚と責任を負い、村民のニーズに合った活動の日常化を図る。特に、青年会・婦人会・老人会・子ども会等社会教育団体の活動の活性化を図り、社会教育指導者育成等の支援をする。

【取組内容】

(1) 社会教育基盤の整備・充実

○離島振興総合センター施設の充実 ○学校施設開放の充実 ○公民館活動の充実 ○地域コミュニティの強化支援

(2) 家庭教育機能の充実

○基本的な生活習慣の確立 ○早寝・早起き・朝ごはん奨励 ○徒歩通学・自転車通学奨励 ○時間のけじめ推進 ○あいさつ・身なり・片付け習慣の奨励 ○家庭の日設定奨励 ○読み聞かせ奨励

(3) ニーズに応える社会教育

○諸講座開設 ○サークル活動奨励 ○ボランティア活動奨励

(4) 生涯スポーツの推進

○村民体育の日推進 ○ラジオ

体操充実 ○ニーズに合うスポーツの奨励 ○海浜スポーツの奨励

(5) 競技スポーツの推進

○運動部活動の活性化支援 ○村スポーツ大会開催 ○島外大会参加推進

3 青少年の健全育成

「地域の子どもは地域で育てる」を基本として学校・家庭・地域社会・行政との密接な連携強化を図る。また、当たり前のことが当たり前にできる家庭教育力の高揚を図る。

【取組内容】

(1) 地域活動・体験活動の充実

○各字行事参加支援 ○子供会活動支援 ○伝統文化学習の日の支援

(2) 学校・家庭・地域・行政の相互連携協力

○あいさつ運動の周知徹底支援 ○630運動の日常化支援 ○お手伝い運動奨励 ○家庭学習周知徹底支援 ○夏休み親子教室 ○「ファミリー読書」の充実 ○「弁当の日」の実践 ○「やーなれー運動」の推進

(3) 島発ち後の自立支援活動

○高校生支援事業及び激励会の充実

4 文化の継承・発展

本村文化の殿堂として「歴史民俗資料館」の充実強化を図り、文化センター及び総合アートの発信基地になりうる機能化を目指す。

また、本村で育んだ郷土文化を大人から青年へ、青年から児童生徒へ受け継ぐ指導支援を図る。各区子ども会等の活動支援を強化する。さらに、学校行事等への連携強化を図りながら充実発展を目指す。

【取組内容】

(1) 文化財の保護と活用

○有形・無形文化財指定 ○歴史文化基本構想実施計画の取り組み ○文化財分布図の作成 ○埋蔵文化財の発掘調査・保存・保護推進

(2) 文化施設（民俗資料館）の活用

○民俗資料館の学校利用推進 ○民俗資料館事業推進

(3) 文化芸術活動の推進

○イベント企画の日常化 ○諸教室開設推進 ○諸展示会開催推進 ○文化啓蒙活動のネットワークセンター位置づけ ○島くとうばの保存継承（島くとうば大会の実施）

人は「生涯学習者である」をモットーに、村民のニーズにあった多様な学習環境を整備する。学校教育及び社会教育と連携して、生きる楽しさを構築できるように村民の意識改革を図る。

【取組内容】

(1) 生涯学び続けられる環境整備

○村まつり支援 ○長寿学園等開設支援 ○公民館活動支援 ○友愛と健康の広場、村民体育館等施設活用推進

(2) 村民のニーズにあった学習機会の充実

○民俗芸能教室開設推進 ○ラジオ体操充実 ○活力ある生活空間の創造推進 ○音楽鑑賞 ○芸術鑑賞 ○映画鑑賞 ○スポーツ体験 ○農業実践発表 ○海浜体験発表

6 教育行政の充実

「人材は資源である」ことは永遠の課題である。その課題を解決すべき教育行政には責任と実行力のある事業の展開が求められる。さらに、村民から信頼される多様な施策と連携が重要である。学校教育の充実・社会教育の充実等、地域社会へ開かれた教育行政を推進する。

【取組内容】

(1) 教育施策推進体制の充実

(2) 教育委員会及び事務局体制の充実

(3) 教職員等の労働環境の改善・充実管轄

(4) 「伊平屋村教育の日」の制定の伴う教育活動の普及・啓発

グローバル化や高度情報社会の中で、広い視野で社会の流れを受け止められるような村民の意識改革を図る。特に、学校はネットワークセンター的役割を提供し、児童生徒らと共に国際性豊かな村民を目指す。

【取組内容】

(1) 国際社会に対応した教育の推進

○小中連携英語学習 ○ALT活用英語教室 ○海外短期留学支援 ○IEDCP(Theya English Day Camp Program)の開催 ○スピーチコンテスト開催

(2) 情報社会に対応した教育の推進

○ICT教育の充実 ○教育用ソフト整備



令和3年度一般会計予算

総額 36億0,436万円

◆本年度予算の特徴◆

一般会計の予算総額は、3,604,355千円、対前年度比47.2%増の1,155,275千円の増額となっている。

歳入を構成比で見ると、地方交付税33.3%、国・県支出金42.0%、村債10.9%と、依存財源が87.4%を占めており、自主財源に乏しい歳入構造となっている。

歳出を性質別と対前年比で見ると、人件費7,818千円(1.4%)、物件費579,020千円(91.7%)、維持補修費19,049千円(14.0%)、扶助費△1,767千円(△2.2%)、普通建設補助事業費は458,944千円(98.0%)、普通建設単独事業は△14,116千円(△23.2%)、扶助費と単独事業以外は増額となっている。製糖業体制強化事業や土木費、教育費の大型新規事業により投資的経費の割合が27.2%と対前年比83.4%増となっている。

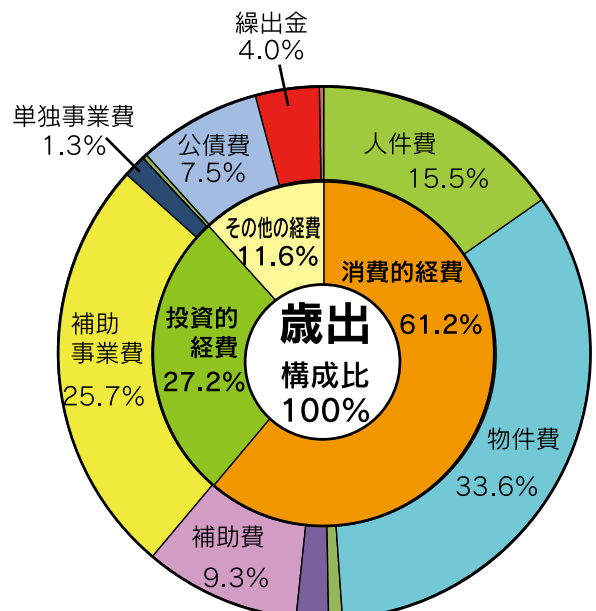
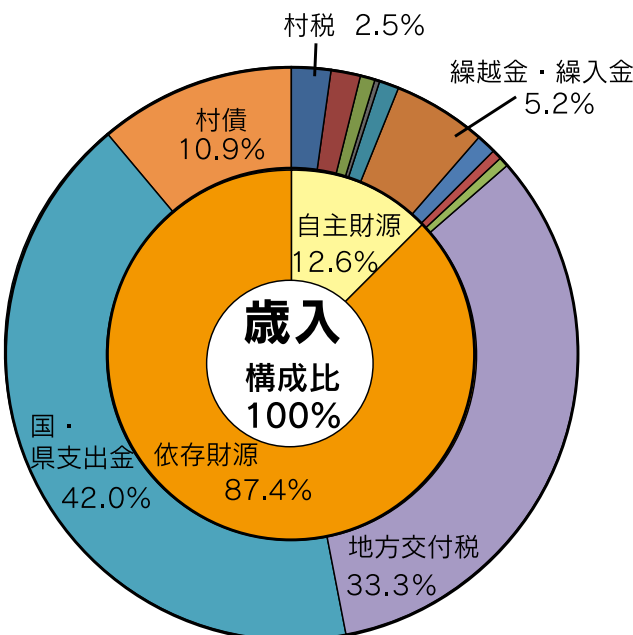
予算編成にあたっては、少ない経費で最大限の効果が発揮できるよう内部経費の抑制に努め、新たな財源の確保についても可能な限りの検討を尽くし、確保に努めた。

歳入 (単位：千円、%)

区分	本年度予算	構成比
自主財源	村税	89,095 2.5
	分担金及び負担金	55,729 1.5
	使用料及び手数料等	36,780 1.0
	財産収入	6,973 0.2
	寄附金	38,083 1.1
	繰越金・繰入金	188,767 5.2
	諸収入	39,342 1.1
	小計	454,769 12.6
	小計	454,769 12.6
依存財源	地方譲与税	18,682 0.5
	交付金等	27,237 0.8
	地方交付税	1,199,224 33.3
	国・県支出金	1,512,641 42.0
	村債	391,802 10.9
	小計	3,149,586 87.4
歳入合計	3,604,355 100	

歳出(性質別) (単位：千円、%)

区分	本年度予算	比較	伸率	構成比	
消費的経費	人件費	559,027	7,818	1.4	15.5
	物件費	1,210,643	579,020	91.7	33.6
	維持補修費	21,712	2,663	14.0	0.6
	扶助費	77,228	△1,767	△2.2	2.1
	補助費	336,133	8,359	2.6	9.3
	小計	2,204,743	596,093	37.1	61.2
投資的経費	補助事業費	927,459	458,944	98.0	25.7
	単独事業費	46,643	△14,116	△23.2	1.3
	その他	3,600	△1,215	△25.2	0.1
	災害復旧費	3,001	2,500	499.0	0.1
小計	980,703	446,113	83.4	27.2	
その他の経費	公債費	270,836	65,462	31.9	7.5
	積立金	127	△999	△88.7	0.0
	投資及び出資金	0	0	0.0	0.0
	繰出金	143,946	48,606	51.0	4.0
	予備費	4,000	0	0.0	0.1
小計	418,909	113,069	37.0	11.6	
合計	3,604,355	1,155,275	47.2	100	



令和3年度特別会計予算

総額 9億6,059万円

◆国民健康保険事業

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
国民健康保険税	19,569	17,367	2,202
繰越金	1	1	0
諸収入	8	9	△1
国・県支出金	159,119	165,030	△5,911
療養給付費交付金	0	0	0
前期高齢者交付金	0	0	0
共同事業交付金	0	0	0
他会計繰入金	31,282	31,394	△112
合計	209,979	213,801	△3,822

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	2,049	4,912	△2,863
保険給付費	148,942	150,996	△2,054
国民健康保険事業費納付金	52,305	51,219	1,086
老人保健・共同事業拠出金	0	1	△1
保険事業費	6,627	6,663	△36
後期高齢者支援金	0	0	0
前期高齢者・介護納付金等	0	0	0
保健施設費	0	0	0
諸支出金・繰上充用金	56	10	46
予備費	0	0	0
合計	209,979	213,801	△3,822

◆後期高齢者医療

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
後期高齢者医療保険料	6,838	6,485	353
使用料及び手数料	3	0	3
繰越金	1	0	1
諸収入	3	2	1
他会計繰入金	4,519	4,511	8
合計	11,364	10,998	366

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
後期高齢者医療広域納付金	11,295	10,986	309
諸支出金	31	2	29
一般管理費	37	10	27
補助金	1	0	1
合計	11,364	10,998	366

◆水道事業

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
使用料及び手数料	38,424	37,860	564
繰越金	1	1	0
諸収入	3,868	3	3,865
国・県支出金	34,000	78,000	△44,000
他会計繰入金	41,899	32,195	9,704
村債	28,200	41,000	△12,800
合計	146,392	189,059	△42,667

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	122,422	166,265	△43,843
公債費	23,968	22,792	1,176
繰上充用金	1	1	0
予備費	1	1	0
合計	146,392	189,059	△42,667

◆農業集落排水事業

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
使用料及び手数料	12,233	11,915	318
繰越金	0	0	0
諸収入	0	0	0
国・県支出金	0	0	0
他会計繰入金	35,243	30,810	4,433
村債	0	7,600	△7,600
合計	47,476	50,325	△2,849

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	29,094	31,692	△2,598
公債費	18,382	18,631	△249
予備費	0	1	△1
繰上充用金	0	1	△1
合計	47,476	50,325	△2,849

◆港湾整備事業

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
施設使用収入	2,459	2,457	2
繰越金	1	1	0
諸収入	1,809	1,807	2
他会計繰入金	29,001	1	29,000
合計	33,270	4,266	29,004

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
事業費	33,270	4,266	29,004
公債費	0	0	0
合計	33,270	4,266	29,004

◆船舶運航事業

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
運航収益	291,945	303,486	△11,541
雑収入・その他	2,573	3,480	△907
離島航路補助金	89,759	73,704	16,055
他会計繰上補助	96,812	89,499	7,313
企業債			0
補助金	15,878	23,484	△7,606
合計	496,967	493,653	3,314

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
運航費用	403,240	398,043	5,197
営業費用	92,622	95,310	△2,688
予備費	1,105	300	805
建設改良費	0	0	0
企業債償還金	0	0	0
合計	496,967	493,653	3,314

◆伊平屋村歯科診療事業特別会計

歳入			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
診療事業収入	8,621	0	8,621
繰越金	1	0	1
諸収入	2	0	2
他会計繰入金	6,522	0	6,522
合計	15,146	0	15,146

歳出			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	7,449	0	7,449
診療事業費	7,696	0	7,696
予備費	1	0	1
合計	15,146	0	15,146



↑ 伊平屋中学校



↓ 野甫小中学校



第73回伊平屋中学校卒業式は6日土曜日に、第72期野甫小中学校卒業式が9日火曜日に行われました。伊平屋中学校卒業式では、男子11名、女子5名計16名が卒業認定を受けて卒業証書を授与されました。式中、東恩納吉一教育長より、「一生懸命に生きることで始めは真っ白な命が素晴らしい色に染め上げられていく。これからの日々も一生懸命、生きていってください。」との祝辞がありました。その後在校生による送辞も、卒業生による答辞も、保護者の謝辞も涙交じりで、学校生活の充実と仲のよさがうかがえる感動的な式となりました。

野甫小中学校では、中学生は男子1名、女子4名が、小学生は女子3名が卒業認定を受けて卒業証書を授与されました。

鎌田登志男校長より卒業生一人ひとりへの激励に満ちた式辞ののち大城咲綾さんの学校生活との涙交じりの惜別の答辞があり、地域の方々も参加し一体となって児童生徒の卒業を祝いました。



3 / 17

伊平屋幼稚園修了式 14名が幼稚園を卒園。



伊平屋村立伊平屋幼稚園修了式が園舎にて執り行われました。園児たちは呼名に元気よく答え、金城正武園長より修了の認定を受け、それぞれの「ぼくのゆめ わたしのゆめ」を披露しました。

14名の園児たちは4月からは新1年生として、2名は野甫小学校に、11名は伊平屋小学校に、1名は島外の小学校に入学予定とのこと。

3 / 18

伊平屋小学校卒業式 13名が卒業。

伊平屋村立伊平屋小学校卒業式が挙行されました。卒業生13名は卒業認定を受け、一人ひとり卒業証書を受け取ると将来の夢や目標、保護者や学校、周囲への感謝をしっかりと述べていました。

金城正武校長の式辞では「学び続けること、自分を大切にし人への思いやりを忘れないこと、健康であること、最後までねばり強く成し遂げる強い心」の4つのはなむけの言葉がありました。

卒業生による「門出の歌」のあと、サプライズで担任の内間陽政先生への感謝の寄せ書き贈呈があり、感極まってもらい泣きする参列者も続出の、感動的な式となりました。



2/15 3/12

寄附・寄贈

2月15日、(株)丸内様よりコロナ対策のための寄付金、金50万円を寄付いただきました。

大切にに使わせていただきます。ありがとうございました。



3月12日、村田名区出身の伊禮安秀さんより村と田名区へ太鼓2台が寄贈され、伊禮さんは3月12日、役場村長室を訪れ、

伊礼幸雄村長、伊平屋村民俗芸能保存会 西江喜進会長へ太鼓を手渡しました。



3/16・17

東大生 村長表敬・交流。

16日、今年度延期で行えなかった東大塾講師の東大生たちが来島しました。安全確認のため空港でPCR検査を受検しての来島となりました。6人は村長室を表敬し、翌日は各校を参観し、夕方には児童生徒と交流を持ちました。



3/15

表彰伝達

この日、学校給食協議会より村給食センターに勤務している金城香子さんへ表彰状が贈られ、その伝達式が村長室にて行われました。これは、長年にわたる香子さんの学校給食への貢献が認められたことによります。香子さんは33年の長きにわたり学校給食調理員を勤め、一昨年は国頭地区でも功労賞を受賞しています。



3/17

本部署より感謝状・伝達

本部署より村消防団と伊平屋給油所、嘉納一さんに警察活動への支援・協力の感謝状が贈呈されました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から駐在所前にて伝達式を行いました。



伊平屋村の行事予定表 schedule

4月 April					
1日	木	保育所入所式	15日	木	伝統文化学習の日
5日	月	ミニデイ(野甫)	19日	月	ミニデイ(野甫)
7日	水	入学式(伊中・野甫小中) 1学期始業式(3校)	20日	火	こいのぼり集会
8日	木	ミニデイ(田名) 入学式(伊小)	22日	木	幼児歯科検診 保育所保護者会
9日	金	ミニデイ(前泊) 幼稚園入園式	27日	火	ミニデイ(我喜屋) 予防接種
13日	火	予防接種	28日	水	ミニデイ(島尻)
14日	水	弁当の日 浜下り	29日	水	海開き・昭和の日

伊平屋村人口動態(令和3年2月末現在)

総人口 1,223(+7) / 男 648(+2) / 女 575(+5) / 世帯数 594(+4)

表紙写真：県道179号線よりアサ岳を望む

